⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、耐用年数は、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第89第４項に基づき計算された退職一時金の当期増加額に基づいて計上している。

４．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

㋐　国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の算定方法

県の算定基準に基づき計算している。

㋑　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年国債（新発債）の利回りに基づき0.400％で計算している。

５．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

６．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

７．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額

ファイナンス・リース取引について、当該取引にかかる収益化額と、当該取引により計上された固定資産の減価償却費、維持管理費及びリース債務に係る支払利息額との間に差が生じており、当該差額が当事業年度の損益に影響を与えている。当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は△1,121,098円であり、当該影響額を除いた当期総利益は37,239,921円となる。

Ⅱ．重要な会計方針の変更

該当事項はない。

Ⅲ．減損会計関係

１．減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）に関する事項

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用　途	種　類	場　所	帳簿価額
プール棟	建物	埼玉県比企郡	90,127,739円
電話加入権	電話加入権	埼玉県比企郡	735,000円

⑵　減損の兆候の概要

プール棟については、将来的な使用可能性が著しく低下する見込であることから、減損の兆候有りと判断した。

電話加入権については、市場価格が著しく下落している。

２．プール棟については、使用価値相当額（減価償却後再調達価額）が帳簿価額と同額と見込まれるため、減損の認識は行っていない。

３．電話加入権については、正味売却価額は帳簿価額から50％以上下落しているが、使用価値相当額（ＮＴＴの公定価格）が帳簿価額を上回るため、減損の認識は行っていない。

Ⅳ．重要な債務負担行為

該当事項はない。

Ⅴ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達は行っていない。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、国の債権と管理等に関する法律等に沿ってリスク低減を図っている。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	189,472,617	189,472,617	—
⑵　未収入金	9,600,116	9,600,116	—
⑶　未払金	(78,204,710)	(78,204,710)	(—)
⑷　リース債務(短期)	(11,853,205)	(11,853,205)	(—)
⑸　リース債務(長期)	(62,206,343)	(62,206,343)	(—)

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示している。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴　現金及び預金、及び⑵　未収入金

これらの時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負　債

⑶　未払金、及び⑷　リース債務（短期）

これらの時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑸　リース債務（長期）

時価については、元利金の合計額を同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

（注２）　金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	189,472,617	—	—	—
未収入金	9,600,116	—	—	—
合　計	199,072,733	—	—	—